

重要事項説明書（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント）

1 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの目的

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、要支援または事業対象者として認定された状態にある利用者の委託により、利用者の心身の状態等に応じた適切な介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）の作成を支援し、作成された介護予防サービス・支援計画に沿って介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業所との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

2 事業所の概要

（1）事業所の概要

名 称	越谷市指定介護予防支援事業所 南越谷 (越谷市地域包括支援センター 南越谷)
介 護 保 険 指 定 番 号	1 1 0 0 8 0 0 0 3 4
所 在 地	越谷市南越谷四丁目21番1 南越谷地区センター・パレット内1階
電 話 番 号	0 4 8 - 9 9 9 - 6 6 5 1
F A X 番 号	0 4 8 - 9 9 9 - 6 6 7 8
サ ー ビ ス 提 供 地 域	越谷市南越谷地区センター管内等
備 考	

（2）職員体制

	常 勤	非 常 勤	計	従 事 す る 業 務
管 理 者	1 人	0 人	1 人	統括
保 健 師 等	2 人	0 人	2 人	ケアプラン作成業務等の 実施
社 会 福 祉 士	1 人	0 人	1 人	ケアプラン作成業務等の 実施
介 護 支 援 専 門 員	1 人	0 人	1 人	ケアプラン作成業務等の 実施
備 考（兼任等）	※管理者と介支援専門員とは兼任とします ※保健師業務は政令の定めるところの看護師・介護支援 専門員の配置とする。			

(3) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	平 日	午前9時00分～午後6時00分
休業日	日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)	
備考		

(4) 時間外のお問い合わせについては、次の「時間外相談窓口」にご相談ください。

時間外相談窓口	所在地	越谷市南越谷四丁目21番1
	名称	南越谷
	電話番号	048-999-6651
	FAX番号	048-999-6678
	受付時間	午後6時00分～午前9時00分

3 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申込みから介護予防サービス等が提供されるまでの流れとその主な内容

①介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申込み 重要事項説明書をお渡しし、内容をご確認いただきます。所定の書類を市へ届け出ます。
②契約の締結 契約を締結します。
③状態の把握(アセスメント) 認定調査結果および主治医意見書などを入手するとともに、担当の介護支援専門員や保健師等が利用者様やご家族に面接し、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します。
④介護予防サービス・支援計画書原案の作成 アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、介護予防サービス・支援計画書原案を作成します。サービス事業所等を選定していただきます。
⑤サービス担当者会議の開催 関係するサービスの担当者を集め、介護予防サービス・支援計画書原案について検討します。利用者様の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防サービス等の目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。
⑥介護予防サービス・支援計画書の交付 検討されたサービス計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。その上で、介護予防サービス・支援計画書をお渡しします。

⑦介護予防サービス等の提供 介護予防サービス・支援計画に位置づけられたサービスが各々のサービス事業所等により提供されます。
⑧状況の把握（モニタリング） 介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。
⑨給付管理 指定を受けたサービス事業所による介護予防サービス等の利用実績を確認します。
⑩介護報酬請求 介護報酬や第1号介護予防支援事業費の請求事務などを行います。

※ケアマネジメントCでは、⑤⑧⑨は行いません。

4 業務の委託

3の③～⑨の業務を下記の指定居宅介護支援事業所に委託します。

事業者名 事業所の所在地 電話番号

5 利用料金

要支援認定（事業対象者と認定された方を含む）を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合は、1か月につき下記の料金を頂き、事業所から「サービス提供証明書」を発行します。

この「サービス提供証明書」を後日、介護保険課または地域包括ケア課窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。（提出先は、ご利用されるサービス内容により異なります。）

ケアプランの立案作成等	4,605円／月 ※指定を受けた居宅介護支援事業所が作成した場合は4,918円／月
初 回 加 算	3,126円／月 ※介護予防支援及びケアマネジメントAのみ
委 託 連 携 加 算	3,126円／月 ※指定を受けた居宅介護支援事業所の場合は加算なし

要介護認定等の代行申請	利用者負担はありません。 ただし、代行にあたっては、手続き上、被保険者証をお預かりします。
介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出	利用者負担はありません。 ただし、代行にあたっては、手続き上、被保険者証をお預かりします。
情 報 提 供	利用者負担はありません ただしコピーする場合は、実費がかかります。

※国が定める介護報酬の改定があった場合は、改定後の利用料金とします。

6 相談窓口・苦情窓口

①サービスに関する相談は、担当している4の事業者か、次の「利用者様相談窓口」にご相談ください。

利用者様相談窓口	電 話 番 号	048-999-6651
	F A X 番 号	048-999-6678
	受 付 時 間	午前9時00分～午後6時00分
	相 談 者	大谷 美栄

②公的機関においても次の機関において苦情申出等を行うことができます。

市 役 所	所 在 地	越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
	所 管	地域共生部 地域包括ケア課
	受 付 時 間	午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日は除く)
	電 話 番 号	048-963-9163 (直通)
	F A X 番 号	048-963-9199

③国保連合会においても指定事業所が提供する介護予防サービス等に関する相談、苦情申立て等を行うことができます。

埼玉県国保連合会	所 在 地	埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704番(国保会館4階)
	所 管	介護保険課苦情対応係
	受 付 時 間	午前8時30分～正午、午後1時～午後5時 (土・日・祝日は除く)
	電 話 番 号	048-824-2568 (苦情相談専用)
	F A X 番 号	048-824-2561

7 事故発生時の対応について

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者様のご家族、越谷市等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。ただし、利用者様やご家族の原因により発生したものについては、この限りではありません。

事業所は、本書面に基づいて、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所	所在地	越谷市南越谷四丁目21番1
	事業所名	越谷市指定介護予防支援事業所 南越谷 (越谷市地域包括支援センター 南越谷)
	説明者氏名	印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	印
代理人	住 所	
	氏 名	印